平成２１年（フ）第３５７号
川崎市川崎区小田２丁目12番18号土屋荘
債務者　屋宜　清子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
川崎市川崎区小田２丁目12番18号土屋荘
債務者　仲田まつね
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
北海道根室市昭和町２丁目51番地　大脇方
債務者　和泉　　力
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第２７号
北海道標津郡中標津町東32条北８丁目32番地
債務者　小野　文孝
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第２８号
北海道野付郡別海町中春別115番地の17
債務者　楠　　裕
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第３００号
愛知県豊田市吉原町屋敷畠３番地７　エルパティオ21Ｓ―203号
債務者　相原　博之
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２６５号
横浜市港南区上永谷４丁目８番９号103
債務者　鈴木　正行
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６６号
横浜市港南区上永谷４丁目８番９号103
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９１号
横浜市戸塚区深谷町1605番地２　ビューテラスⅡ―103号
債務者　薄井　　茜（旧姓小田・石井）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０１号
横浜市青葉区つつじが丘23番地27―403
債務者　佐野　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４２号
横浜市港南区上永谷５丁目14番22号
債務者　小林　　瞳（旧姓木嶋）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９１号
神奈川県藤沢市長後1154番地の１　ハイツリバーサイドＢ203
債務者　成田　弘昭
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０４号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目２―２―302、住民票上の住所神奈川県平塚市浅間町11番２―1303号　コンフォール平塚
債務者　瓦谷　　浩
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１３号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2730番地303号西濃運輸社宅
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2730番地303号西濃運輸社宅
債務者　鈴木美津枝
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２号
静岡県磐田市中田227番地
債務者　鈴木　将洋
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係